

番号：160247

国名：セネガル

担当：人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チーム

案件名：セネガル日本職業訓練センター戦略性強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年5月中旬から2016年7月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.53M/M、合計 1.03M/M
- (3) 業務日数：

|        |        |         |
|--------|--------|---------|
| 国内準備期間 | 現地派遣期間 | 帰国後整理期間 |
| 5日     | 16日    | 5日      |

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月11日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年5月18日(水)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

|          |           |
|----------|-----------|
| 類似業務     | 各種評価調査    |
| 対象国／類似地域 | セネガル／全途上国 |
| 語学の種類    | 英語        |

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等： 特になし。
- (2) 必要予防接種： 入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要です。

## 6. 業務の背景

セネガル政府は、2014年2月に策定し『セネガル新興計画（PSE: Plan Senegal Emergent）』において、教育及び産業人材の育成が経済発展の基礎になるとし、『教育・職業訓練戦略計画（PAQUET 2013-2025）』の着実な実施と共に、職業訓練分野については、地場産業に合致した産業人材を輩出するための職業高校（Lycee Professionnel）の創設、職業訓練制度に継続研修の要素を取り入れること、産業界のニーズを見据えた職につながる職業訓練の実施を主な取り組み事項として挙げている。

この流れを受け、職業訓練セクター改革が本格化しており、職業訓練機関に関し、独立法人化等を通じた自律性強化（財務面、学校運営管理面）、訓練ニーズ把握・カリキュラム策定段階での産業界との連携強化、正規課程（2～3年）を通じた免状付与方式に加えて短期的な職業訓練実施による資格制度の創設等、職業訓練機会の拡充及び職業訓練機関の能力強化等の取り組みが開始している。これら取組に加えて、「職につながる職業訓練」を強化するため、従来の技術スキルに加え、ビジネス・マネジメント、工程管理、事業管理等のソフトスキルや就業支援、起業支援が重要であるとされている。これに対し、近年複数ドナーの支援により産業界と職業訓練機関の対話が強化されつつあるものの、職業訓練機関の自律性強化及び就業支援や起業支援の実施能力強化に向けた協力ニーズは未だ大きい状況にある。

我が国は、無償資金協力による施設・機材整備を通じ、1984年にセネガル日本職業訓練センター（CFPT: Centre de Formation Professionnel et Technique）の設立を支援して以降、無償資金協力及び技術協力による教員（指導員）養成やカリキュラム策定支援等を通じて、セネガルの職業訓練セクターの中核を担うCFPTの訓練機能強化を30年以上にわたって支援してきた。

CFPTにおいては、産業界のニーズに対応し「職につながる職業訓練」を実施していくための仕組みづくり、技術指導体制は徐々に整備されつつあるものの、指導員能力の継続的強化やカリキュラムの継続的改善（例：産業界が求める業務管理手法等のソフトスキル）といった、職業訓練機関としての機能改善・向上を図る体制が弱い。職業訓練分野での改革が進み、職業訓練機関の独立法人化が進行しているセネガルにおいて、CFPTが職業訓練機関としての自律性を強化し、特に学校運営マネジメントを改善することが喫緊の課題となっている。

加えて、我が国は2013年6月のTICADVにおいて、産業人材3万人の育成と、アフリカ10カ所における産業人材育成センターの設置を公約として掲げており、CFPTに対するこれまでの協力実績及びその成果を踏まえ、本年3月にCFPTを「TICAD産業人材育成センター」のひとつに位置づけることを表明した。

このような状況を受け、セネガル政府は、CFPTが引き続き産業人材を育成・輩出するにふさわしい能力を強化していくための技術協力プロジェクトを我が国に要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、CFPTの現在の体制・能力・課題を確認して協力内容や協力アプローチを確定し、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、本プロジェクトの内容を確認・協議し、本プロジェクト関わる合意文書（M/M）締結するとともに、事前評価を行うことを目的として実施するものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員である機構職員等と協議・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2016年5月中旬～5月下旬）

- ①要請背景・内容を把握する（要請書、関連報告書等の資料、情報の収集及び分析）。
- ②既存の情報・資料から以下の情報を整理する。整理した結果に基づき、現地調査で収集・確認すべき情報を確認する。
  - （ア） セネガルの技術職業教育・訓練（Technical and Vocational Education and Training：以下「TVET」） 関連政策（国家開発計画、技能資格枠組み、教育政策、産業政策、社会政策）
  - （イ） TVET 機関（学校教育・職業能力開発施設全体における TVET 機関の位置づけ、TVET 機関の種類・概要、卒業資格、職能の対応関係）
  - （ウ） 労働市場（企業の人材ニーズ、労働人口）
  - （エ） 産業構造（産業の部門別構成、海外直接投資）
  - （オ） 他ドナーの援助動向
- ③上記を踏まえ、現地調査で調査すべき事項を整理し、調査計画・方針（案）を評価グリッド（英文）にまとめる。
- ④前記①及び②を踏まえ、PDM（Project Design Matrix）（案）（和文、英文）、PO（Plan of Operation）（案）（和文、英文）、事業事前評価表（案）（和文）の担当分野関連部分を作成する。
- ⑤セネガル関連機関（C/P機関、官公庁、企業、関連団体等）に対する質問票（案）（英文）及び他ドナーに対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ⑥調査団内打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2） 現地派遣期間（2016年5月下旬～6月中旬）

- ①JICA セネガル事務所等との打合せに参加する。
- ②セネガル側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③本調査の評価方法について、セネガル側に説明する。
- ④事前に JICA セネガル事務所を通じてセネガル側関係機関に配布した質問票を回収・分析する。
- ⑤上記（1）②（ア）～（オ）の情報を収集・更新する。
- ⑥調査団及びセネガル側と協議の上、PDM（案）（和文、英文）、PO（案）（和文、英文）の作成を支援する。
- ⑦セネガル側との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）及び M/M（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑧評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から本プロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑨担当分野に係る現地調査結果を JICA セネガル事務所等に報告する。

（3） 帰国後整理期間（2016年6月中旬～2016年6月下旬）

- ①事業事前評価表（案）（和文、英文）の作成に協力する。
- ②帰国報告会、団内打ち合せに出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成し、全体のとりまとめに協力する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。本契約の最終成果品は下記（1）及び（2）とする。

- （1）詳細計画策定調査報告書（案）（担当分野）：和文 1 部
- （2）評価調査結果要約表（案）：和文 1 部、英文 1 部

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドラ

イン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年5月28日～6月12日（移動日を含む）を予定しています。現地調査期間中、本業務従事者は官団員と一緒に調査を行います。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 職業訓練行政 (厚生労働省)

ウ) 職業訓練機関マネジメント/産業界連携 (厚生労働省)

エ) 協力企画 (JICA)

オ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構セネガル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上

あり（英一仏を予定）

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部社会保障チーム（TEL:03-5226-8334）にて配布します。

・要請書

・セネガル国職業訓練分野に係る情報収集・確認調査報告書

・技術協力プロジェクト事業完了報告書

②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト(<http://libopac.jica.go.jp/>)及びナレッジサイト

([http://gwweb.jica.go.jp/km/km\\_frame.nsf/NaviproMain?OpenNavigator](http://gwweb.jica.go.jp/km/km_frame.nsf/NaviproMain?OpenNavigator))で公開されています。

・「セネガル・日本職業訓練センター機能強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書」

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12125944.pdf>)等、本案件に関連する案件（技術協力プロジェクト及び無償資金協力）の報告書

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②次の経験があることが望ましい。
  - －学校・教育訓練機関の組織運営関連調査
  - －労働市場調査や産業振興関連調査
  - －技術教育・職業訓練分野の各種調査
  - －フランス語での業務経験
- ③上記6. 業務の背景のとおり、本プロジェクトはCFPTの職業訓練機関としての機能改善・向上を図る体制を強化するために、学校運営マネジメントを改善することを目指しています。CFPTの学校運営マネジメント改善に資する案件を形成するために必要な調査・評価アプローチや留意点を、プロポーザルの中で整理し提案してください。
- ④セネガル国内での作業においては、当機構が規定する安全管理措置を遵守するとともに、当機構総務部安全管理室及びセネガル事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ⑤本業務の実施に当たっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗防止相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとします。

以上